

令和3年度第1回橋本市立公民館運営審議会会議録

- 【日時】 令和3年8月25日(水) 午後1時30分～2時44分
- 【場所】 橋本市教育文化会館 3階 第3研修室
- 【出席者(委員)】 秋宗委員、諏訪原委員、上田委員、高崎委員、堀切委員、丸井委員、福岡委員、栗林委員、中岡委員、森脇委員、北垣委員、尾岡委員
- 【出席者(市)】 今田教育長、阪口教育部長、(中央)深本館長、木村補佐、(紀見)坂部館長、(学文路)松山館長、(紀見北)後口館長、(山田)土井館長、(恋野)藤田館長、(高野口)丸井館長

1. 開会

2. 開会挨拶

【高崎会長】

何かとお忙しい中、今日は本年度第1回目になります。公運審の会議にご出席いただきありがとうございます。

平素は、公民館活動並びに社会教育全般につきまして、委員の立場から、あるいは、運営委員長さんが、このメンバーにもなっておられますので、それぞれご活躍いただき誠に苦労様でございます。

去年の10月、11月と2回連続、会議をして以来の会合となります。事務局の方には、今日の議題でもあります公民館等の使用料、あるいは、それに絡む減免等につきまして、ちょうど過渡期でございまして、ご苦労いただいている最中でございます。今日は、その報告を受けまして、今後の使用料等のこと、あるいは、活動につきまして、議論をしていきたいと思います。

昨日からパラリンピックも始まりましたが、まだコロナウイルス感染症云々につきましては、和歌山県も少し増えてきつつあると、全国的に厳しい状況がまだ続いております。ご自愛をいただきまして、元気にこうした会合や活動に参加できるようにしていきたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【今田教育長】

皆さん、こんにちは。今年4月25日に、前小林教育長の任期満了に伴いまして、後を引き継ぐ形で橋本市教育長に就任しました今田実と申します。どうかよろしくお願いいたします。

本日は、令和3年度第1回橋本市立公民館運営審議会を開催しましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

平素は、公民館を中心とした社会教育活動の振興にご支援とご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、今会長の話もありましたが、新型コロナウイルスの感染がワクチン接種は

ある程度進んできてはいるものの、第5波の様相を見せており、なかなか落ち着くところまでには至っていません。重症者数は、一定ワクチンの効果が見られるところがありますが、まだまだ接種率が、そんなに高くはないです。和歌山県においては、他の県に比べると、やや高い状況にはありますが、供給の加減で、なかなか進んで、これ以上、今のペースで進むわけにはいかない中となっております。そういう時期ではありますが、皆様方には、各地区公民館においてコロナ対策を行いながらの活動、そして運営等に携わっていただいていると思います。大変な中ではありますが、今後ともコロナ対策を行いながらの活動をよろしくお願いいたします。

さて、橋本市は生涯学習の重点目標に次の3つを挙げております。1点目は、共生コミュニティの推進。共に育む共生コミュニティの推進。2点目は、持続可能な社会の担い手を育む教育の推進。3点目は、社会づくりのための交流、学びの推進です。公民館における社会教育活動は、橋本市の教育を担う大きな力となっております。公民館運営審議会委員の皆様におかれましても、子どもから大人まで、生涯にわたる社会教育活動を通して、これらの目標が達成され、橋本市のまちづくりに繋がっていくように、今後ともそれぞれのお立場から、お力添えいただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、一昨年度から協議いただいております施設使用料についてを議事に挙げております。本年10月からの実施に向けて、スムーズに移行していけるよう皆様からご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ご出席ありがとうございます。

3. 議事

(1) 令和3年10月からの使用料について(報告)

【木村補佐】

資料に基づきまして説明させていただきます。(1)令和3年10月からの使用料について(報告)となっております。先ず、①経過報告といたしまして、令和元年度から、今日に至るまでの経過を明記しております。令和元年度につきましては、公運審の会議を3回開催して、施設使用料減免等の見直しということで3回にわたり、議論をいただいております。9月25日には市議会全員協議会、年変わりまして令和2年1月14、15、16、17日に施設使用料の現状と今後の見直しに係る説明会ということで、各地区公民館運営委員の皆様、サークルの皆様方に説明をさせていただきました。そして3月市議会への報告を行っております。3月25日には、橋本市立公民館運営審議会から教育委員会に答申をしております。以上が、令和元年度の主な内容になります。なお、内容等につきましては、当該年度の公運審の会議で説明させていただきます。続いて、令和2年度8月5日に第1回公運審の会議を開催しております。同じく施設使用料の見直しの現況を議論いただいております。翌日から8月6日、7日、18日、19日、29日に各地区公民館サークルの皆様には施設使用料の説明会を行っております。それらを踏まえまして、9月29日に教育委員会

定例会の方で施設使用料の報告をしております。第2回、第3回の公運審でも委員の皆様にご協議いただいております。11月には、施設使用料の見直しの説明会での回答も示させていただいております。その後、令和2年12月市議会で条例が可決しました。橋本市文教施設等維持管理基金条例、橋本市立文教施設利用に関する条例が可決され、令和3年3月、地区公民館サークルの皆様に、8地区公民館で、3日間で11回にわたり説明させていただいております。ガイドラインに基づき、説明をいたしました。278団体中、211団体に出席いただき、出席率は75.9%になります。多数の方にご出席いただき、意見を頂戴しております。このガイドラインと当日出ました意見につきましては、橋本市ホームページに掲載しております。公民館で出た意見と生涯学習課が実施した社会教育関係団体等への説明会からの意見も合わせて、橋本市ホームページに掲載しております。最後になりますが、令和3年4月、各地区公民館運営委員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、資料を送付し、書面での説明とさせていただきました。

これに加えて、令和3年3月の広報はしもとで、「公共施設の使用料と減免制度が変わります」というタイトルで、市民の皆様方にお知らせさせていただきました。①経過報告についての説明は以上となります。

続きまして、②施設使用料減免ガイドラインということで、資料1が、施設使用料減免ガイドラインとなっております。令和3年3月にサークルの皆様方にご説明させていただきました。ガイドラインの「はじめに」という項で施設使用料の減免を変更するに至った経過を書かせていただいております。②施設使用料減免ガイドラインに戻っていただき、先ずⅠ.使用料の激変緩和についてということで、資料1のガイドライン3ページに記載していますが、今回、公民館に特化した形でレジュメにまとめております。今回の見直しによる統一的な減免基準により、減免が適用されなくなった社会教育関係団体や地区公民館登録サークルについては、激変緩和措置があります。令和3年10月1日から令和8年9月30日までの間が、激変緩和措置の使用料となります。この激変緩和措置を受けるためには、社会教育関係団体につきましては、認定を受ける必要がありますし、公民館サークルにつきましては、当該地区公民館の方でサークル登録をしていただく必要がございます。なお、社会教育関係団体や地区公民館登録サークル以外の団体につきましては、条例で定められた使用料となります。続いて、激変緩和措置に係る使用料に関し、条例に規定されている使用料で1,000円未満は300円になり、1,000円以上8,000円未満は500円になり、8,000円以上は1,000円という額の激変緩和措置を設けております。具体的な例として、公民館使用料のご負担額を下の表に表しております。教育文化会館の3階は中央公民館、2階と4階が文化会館で、中央公民館・文化会館の使用料は、300円、500円、1,000円と明記しております。下の段、地区公民館につきましては、各施設とも共通で、電気・備品代も含んで500円で、午前・午後・夜間それぞれ500円です。続いて、Ⅱ.免除になる活動についてということで、公民館での具体的な例を列挙させていただきました。資料1施設使用料減免ガイドライン2ページに減免制度の見直しの概要ということで、これまで施設の種別等により減免の基準が異なっていましたが、これを統一し、減免の適用を判断すると書かれており

ます。基本的に減免となる活動は、公用・公共性、公益性のある活動、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動、私的利益・営利目的のためではない活動となっております。続いて、障がい者の方の支援のための活動、子どもたちのための活動ということで、これらの活動については減免となります。以下に減免基準の1番から5番を明記しております。具体的に公民館の例を挙げますと、1. 市が主催又は共催する事業に利用する場合ということで、この市の定義には、教育委員会や公民館を含んでおります。活動例といたしまして、中央公民館での市民大学いきいき学園が該当します。そして、地区公民館運営委員会主催で行っていただいております盆踊り大会、文化祭等、続いて、市から委託等を受け、事業を実施するために使用ということで、紀見の橋本市ふる里よいとこ探しナチュラルブレイク、紀見北の紀伊見峠ふるさと展望、山田の地域交流事業ふれあって！せいぶが、これに該当します。続いて、2. 地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる場合に該当する活動で、先ず、地域住民を対象とした福祉向上を目的とした活動の活動例は、高齢者の居場所づくり、介護予防活動が該当します。環境美化や環境保全を行う活動の活動例は、自然観察のサポートが該当します。各種ボランティアの活動例は、読み聞かせ活動が該当します。市民の誰もが自由に参加することができる展示会・発表会の活動例は、日頃の作品の成果を広く市民の方々に鑑賞していただくために利用している写真展、絵画展等の展示会が該当します。地域伝統行事の活動例は、秋祭りのだんじりであったり、地域歴史保存会等の行事が該当します。続いて、3. 身体障害者、療育もしくは精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者で構成する団体が障がい者の方の支援のため利用する場合の活動例は、障がい者家族の会が該当しますが、現在、公民館では、ご利用はございませんが、例として挙げさせていただいております。4. 市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、高校が授業または保育等の一環として行う活動に利用し、顧問等の引率がある場合の活動例は、市内中学校部活動が該当します。5. 主たる構成員が市内在住の中学生以下の者で構成された団体が活動に利用し、指導者等の引率がある場合の活動例は、子どもダンス、子ども合唱団、子ども空手サークル等が該当します。②施設使用料減免ガイドラインの説明は以上となります。

続きまして、③公民館の取組みということで、施設使用料減免ガイドラインの「はじめに」の中に、今回の見直しにより生涯学習が衰退することがないように取り組んでいきますと明記しております。それを踏まえまして、公民館の取組みとして、1. 地域力向上となる事業の実施ということで、実施した事業について分析を行い、地域力向上となるように事業にまた反映していきます。そして、1つの地区公民館で開催して良かった事業につきましては、他の地区公民館でもリレー式の形で実施しております。最近の例では、映画上映会「星よりも、遠くへ」を実施しました。公民館の事業に男性の参加者が少なく、男性が参加しやすい事業を考えていきます。今、コロナの関係でなかなか難しいですが、以前は、男の料理教室や、お父さんの料理教室という事業もありました。お父さん方にも公民館へ足を運んでいただくような取組みも引き続き実施していきたいと考えております。2. 情報発信の強化ということで、公民館のことを市民の方々により多く知っていただくために館報を全戸配布

しております。今年度は更に館報を見やすくするために秘書広報課の職員による館報作成研修会を8月27日に開催します。今回初めての試みとなります。そして、橋本市LINEを活用して情報発信の強化を図って、公民館の魅力や良さを多くの方々に引き続いて発信していきたいと考えております。続いて、公民館のホームページの充実を図るということで、橋本市ホームページのトップに公民館という項目を作りました。今までは、各課から入って教育委員会、中央公民館と入っていきましたが、現在、橋本市ホームページのトップから公民館に入れるようにして、皆様に直ぐに見ていただくような形で進んでおります。続いて、館報にQRコードを掲載して、工夫を凝らした館報作りもしております。続いて、3. 公民館登録サークルのメンバー募集ということで、公民館登録サークルを館報で紹介したり、年度当初に各地区公民館報の1面に公民館サークルのご案内と皆さん一緒に活動しませんかというお知らせをしております。色々サークルがあります。最後になりますが、4. 公民館職員の資質向上ということで、これが大きな課題になります。何かがあった時には、公民館に行って相談してみようと思っただけのように公民館職員の資質の向上を図っていききたいと考えております。そして、地域の学習コーディネーターとしての意識を深めていきたいという思いも持っております。橋本市は、近隣の市町村を見ましても社会教育主事の配置がかなり多く、10数名配置しております。地域の皆様と繋いでいくコーディネーターとして社会教育主事が機能しております。また、県主催の社会教育関係職員研修会や各公民館大会で研修会・講演等がございます。そのような研修には、積極的に公民館職員は参加しております。

最後に、公民館職員は1つの公民館で出てきた問題については、自分の公民館の問題として捉え、橋本市の公民館が一丸となって皆で協議して、問題解決を図って参ります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【栗林委員】

今、事務局から素晴らしい言葉をいただきました。最後に、公民館の資質向上の中で、1公民館の問題は、全ての公民館で協議して前進していくと、本当に素晴らしい言葉をいただきましたので、これは絵に描いた餅ではなく、どういうことを協議したのか。その結果、こうやっていくと。1つの公民館の悩みを8つの公民館で協議した結果、ぜひともフィードバックして欲しい。ここに書いて説明してもらったが、1年経ったら、何をやったか分からないようなことでは困ると思います。

もう1点お願いしたいのは、2番目の情報発信の強化。今度8月27日に館報作成研修会をやるって言っています。私、8つの公民館の館報を毎月見せていただいています。右綴じと左綴じがあります。A4になったのは平成7年からだと思います。その後、館報はB版からA版に変わって、いまだに右綴じが多いです。こういう書類は、みんな左綴じになるのです。そこは難しいところもありますが、せっかくだったら、やっていただきたい。

もう1つ余談ですが、国の方は印鑑をなくすということで、この間もあるところで、申し出の時、印鑑がなかったら、駄目って言われました。重要な証明等は、まだまだ、改善できないと思いますが、自署で足りる部分は、極力そういうふう

方でも、やっていただきたいと思います。税務署の税金申告も自署または記名押印ということで自署だけでもいけるようになっていっていると思います。そのへんもまた今後検討いただいて、国の指示を待つのではなく、地方でできることは地方で、特に公民館で申請を出す時に印鑑がいるとかっていう部分について、省略できる部分は、どんどんやっていただきたいと思います。以上です。

【木村補佐】

貴重なご意見ありがとうございます。まず、1点目のフィードバックは、必ずやっていきます。

2点目につきまして、統一は難しいか分かりませんが、検討していきたいと考えております。

そして3点目の押印につきましては、今、市を挙げまして押印の廃止の方向で進んでおります。公民館は、減免申請も含めまして、全て押印を廃止しておりますので、全て自署で対応させていただく形となっております。以上です。

【諏訪原委員】

市民の誰もが自由に参加することができる展示会というのは、私達が、いつも参加している展示会が、これに該当すると思いますが、そう理解してよろしいでしょうか。実は、この前から話をされていて、備品を使ったら、どうなるのとか。夜間のことは、どうなるのとか。文化協会会長と夜間のこともお願いしましたが、まだ回答をもらっていないと会長と話していたところでした。いつも4日間使わせていただいている展示会は、免除になると理解してよろしいですか。

【木村補佐】

諏訪原委員からご質問いただいている市民の誰もが自由に参加することができる展示会・発表会ということで、文化協会さん等でやっていただいております展示会等は、その展示会の部分については、免除となります。

【秋宗委員】

活動が衰退しないようにということで、4つの方法を教えていただいたと思うのですが、この部分に該当するかどうか分からないのですが、この使用料を取ってから館利用件数、人数、サークル数が、どのように変化していったかの数値をはっきりと取っておいていただいたら、また振り返る時に、大変役立つと思います。お願いいたします。

【木村補佐】

秋宗委員の数値を取って欲しいということでございますが、令和3年4月から、もう既に中央公民館、各地区公民館とも部屋ごとに利用人数を数値化してっております。5年後の激変緩和措置の見直しを迎えるにあたりまして、判断材料として数値を今後も取り続けていきます。

【上田委員】

館の職員さんの資質を向上していくというお話は、大変ありがたいと思っております。

今日の審議会の中で、当たってくる話かどうかは、私も判断つけかねるところもあるのですが、夜間貸館がない時、館の貸館は5時となっています。職員さんの終わる時間が5時になっていると思います。以前は、5時15分が退庁時刻となっていたので、その15分間のタイムラグは、館の見回りとか、戸締りの準備とかに使われる15分という捉え方をしていました。一応5時が退庁時刻になっていると聞きました。5時まで借りていた時は、後の見回りしていただく時間は、その時間に含まれていないような気がしました。時間外手当というような考え方をすれば、15分は片付けの時間になるのであればいいのですが、そうではなく、5時に帰りましょうになるのだったら、借りている一般市民にとっては、今までのことを考えて、15分早く切り上げて帰った方がいいと少し気を遣うところもあると思いました。

そのへんがお分かりになるのであれば、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【深本館長】

今、貸館週2回となっております。今まででしたら、職員は5時15分ということですが、会計年度任用職員ということになり、勤務時間が5時までとなっております。ご利用いただける日は、5時までご利用いただき、後片付けをして帰らせていただくということになっております。

【阪口部長】

補足です。今現在、時差出勤というのが、市の方で認められています。これも所属長の判断になるのですが、出勤する時間をずらして退庁する。図書館は、そういう変則勤務を実際やっています。我々も夜の会議がある時には、朝、比較的遅く出勤し、会議が終わる時間までを勤務時間としていくことをやっております。そこについては、市全体で時差出勤を奨励しておりますので、中央公民館、地区公民館等で、そのような運用することで、職員への負担は、ある程度省かれると思いますので、利用者の方については、時間いっぱい使っていただけたと思います。そこはまた、中央公民館・地区公民館で工夫をしていけるところと思っています。

【高崎会長】

公民館の職員の午後の勤務時間の終了は、夜間貸館云々に関係なく、基本的に午後5時でいいのでしょうか。5時15分でいいのでしょうか。

【深本館長】

5時です。

【高崎会長】

15 分早くなったわけで、確か今までは 5 時 15 分だったと思います。

【阪口部長】

公民館職員という括りではなくて、正規職員と会計年度任用職員というふうに別れています。正職員については 5 時 15 分が勤務時間ですが、会計年度任用職員におきましては 5 時で終わっています。各地区公民館の会計年度任用職員だけで、自然と 5 時が退庁時間になっています。今は時差出勤という制度があるということです。

【高崎会長】

時差は別として、基本的に午後 5 時ということになるわけで、先ほどご質問、ご意見があったように、午後 5 時まで館を使えますので、意見のあったとおりです。

【森脇委員】

先ほど、栗林委員も言ってくれましたが、運営委員長として、会計処理の印鑑を 1 回 1 回押しています。あれは何か意味があるのですか、もう少し簡素化できないのですか。1 つの行事に対して 1 枚とか、何かいい方法がないですか。

【深本館長】

支出伝票のことをおっしゃっていただいていると思います。運営委員会さんに委託させていただいた公金になります。それにつきましては、やはり、ご確認いただいたことが必要となってきますので、誠に申し訳ないですが、このままご確認をいただきたいと思います。

【森脇委員】

1 枚 1 枚領収書等もチェックしなければならないことは分かりますが、1 枚 1 枚印鑑を押して、今は行事が少ないが、行事が多かったら、かなりの枚数で大変なことと思います。まとめてチェックをして、1 枚で押せるような方法がないのかなと思います。記帳する方も全部 1 個 1 個するので、手間が凄くかかっていると思います。何とか良くならないものかと思いますが。

【深本館長】

おっしゃっていただいたことは分かりますが、やはり公金となりますので、ご確認をいただいて、適正に支出しているという報告も必要になってきますので、ご理解お願いいたします。

【上田委員】

公民館が避難所になるということは、広く市民の皆さんが知っていることで、避難所が開設された場合には、お世話になって、安心していただけることを分かっている方も多くおられると思います。実際、運営される職員さんが配置されています。館の職員さんもおられれば、担当という形で、他の部署から来られる方もおら

れます。通常業務をした続きに、大体夜に避難所開設になってくるので、運営して下さる皆さんが、疲労困憊にならないように願っています。どこかで代わりに休息が取れるような体制も組んでいるとは思いますが、出勤して下さった方が、もう配置代えして欲しいようなことにならないように、精神的にも経済的にもバックアップできるような体制を取ってもらえると市民は、より安心できると思います。そのあたりのことを教えていただけませんか。

【阪口部長】

まず、避難準備情報が出ますと地区公民館全てを開設することになります。また、学文路、清水、応其小学校の3つの学校は、開設ということに決めております。その学校についても管理者・校長先生以下、また地区公民館についても館長以下、職員には、大変負担というのが多くかかってくるということになります。今年から拠点避難所については、職員の配置を部単位で振り分けるということになりました。教育委員会は、避難所全体を見るという役目を担っておりますので、教育委員会が所管するのは、2つの避難所だけになります。そこについては、教育委員会の職員を交代制で配置させていただくことになります。他の部の所管の避難所につきましても、その部の職員が、交代していけるような体制を組まれていると思います。ただ、地区公民館の館長はじめ職員については、どうしてもその頻度は多くなって、負担がかかってくる場合があると思っております。そういう場合には、教育委員会の職員が、また長期にわたる場合には、公民館職員も交代していく可能性が出てきます。ただ今、上田委員が言われているような避難所の職員の負担というのも軽減できるような体制に今年からなっていると思います。

【森脇委員】

小学校・中学校関係では、Wi-Fi を使えるらしいですが、市役所にもないし、公民館にもない。実際、行事がない時に、ふるさと展望をしなくても、ふるさと展望に係る行事は、やっていかなければならない。去年は委託料を返させてもらって、今年は、ふるさと展望でハイキングをしようとなっています。ふるさと展望と違うので、市へ委託料を返す話になっています。そこで、Wi-Fi 機器を各館に設置したらどうですか。どこかの公民館で講演会をし、他の公民館で見れるようにすれば、1つの行事で10万円かかるのが、各館で割って1万円ぐらいで済むようになってくると思います。そういう機器をこの時期に備え付けてもらえたらと思いますので検討願います。

【深本館長】

市の方にもまだありません。難しいところですが、それは市の方との協議になってきますので、こういうご意見をいただいていることはお伝えさせていただきます。

【森脇委員】

1つの講演を各館同じ時に見ることができるので、私達も岡潔の講演をやるので

すが、他の館でも見れるようなやり方があると聞きましたので、市にも少し進めてもらって、同じ行事を1回1回やるのではなく、一緒にするようなやり方をして欲しい。特に、予算を上手く利用していけば、もっと活発になるのではないかと思います。

(2)その他

【木村補佐】

事務局より2点ございます。まず1点目、本日お配りさせていただいておりますファイルの資料4 中央公民館から始まり紀見から高野口までの地区公民館の事業報告、事業計画、予算。地区公民館には、運営委員さんの名簿、サークル一覧表を添付させていただいております。また、お目通し願います。なお、委員の皆様には、毎月館報をお渡しさせていただいております。

2点目、資料5 和歌山県公民館大会のことを入れております。第63回和歌山県公民館大会が、かつらぎ町で9月25日土曜日に開催予定でございましたが、本日、新型コロナウイルス感染症拡大により延期となりました。また、皆様には、お知らせいたします。事務局からは以上でございます。

【高崎会長】

先ほど、一番初めの経過報告の中で、今年の3月にこの使用料の激変緩和を含めたことが広報に掲載されましたが、いよいよ10月から具体的に始まっていくということになります。改めて10月なり、11月なりに広報に掲載する予定はあるのでしょうか。

【深本館長】

財政課の方から10月に3月のような1面ではありませんが、再度のお知らせを掲載します。

現在、県下でもコロナ感染者が増加しております。8月30日から9月12日まで県外の方のご利用を控えていただくという市の統一がされております。公民館につきましても、県外からお越しいただいている方には、ご利用を控えていただくということで、確認のできる場所は、ご連絡させていただきます。公民館主催事業では、県外から講師をお招きする事業は、中止させていただくということで、これから30日までの間、連絡をさせていただくことになりましたのでご報告させていただきます。

4. 閉会挨拶

【秋宗副会長】

本日は、どうもありがとうございました。10月より全てのサークル等の使用料が有料になるということで、新しい形で踏み出していくと思います。これが、これから

の公民館活動にどういう影響を与えるのか。持続可能な社会のあり方として、いい方向になるのか。衰退していつてしまうのか。大変大きなところで、一緒にここで協議させていただいたということを覚えておきたいと思います。そして、行政の方々は、これからもずっと関わって、私達もちろん一緒に関わっていきますが、この新しい方法を踏み出したということをずっと覚えておいていただいて、これが本当に良かったのかどうか、私達もずっとこれから関心を持っていかねばいけな
いと思いました。どうぞ、いい選択であったと思いたいです。ありがとうございました。

5. 閉会